

船橋市教育委員会会議3月定例会会議録

1. 日 時 平成18年3月28日(火)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後3時15分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員

委 員 長	高 木 恒 雄
委員長職務代理者	村 瀬 光 一
委 員	數 野 美 子
委 員	中 原 美 惠
教 育 長	石 毛 成 昌

4. 出席職員

教育次長	高 崎 哲 郎
管理部長	松 本 泰 彦
学校教育部長	松 本 文 化
生涯学習部長	安 達 美 代 子
管理部参事兼総務課長	渡 部 安 夫
管理部参事兼財務課長	近 藤 恒
生涯学習部参事兼文化課長	市 原 悟
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長	野 内 修
生涯学習部参事兼中央公民館長	
施設課長	小 川 町 子
学務課長	木 村 和 弘
指導課長	小 湊 裕 一
社会教育課長	石 井 和 明
青少年課長	須 藤 元 夫
保健体育課主幹	大 野 栄 一
	小 山 正 義

5. 議 題 議事日程のとおり

# 船橋市教育委員会会議 3 月定例会議事日程

日 時 平成 1 8 年 3 月 2 8 日 (火) 午後 2 時  
場 所 教育委員室

委員長開会宣告

## 第 1 前回会議録の承認

## 第 2 議決事項

- 議案第 6 号 船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 7 号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 8 号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 9 号 船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 1 0 号 船橋市大穴市民プール条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 1 1 号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について
- 議案第 1 2 号 平成 1 8 年度小学校使用教科用図書の採択について

## 第 3 臨時代理

- 報告第 2 号 職員の任免について
- 報告第 3 号 職員の任免について
- 報告第 4 号 県費負担教職員の任免に関する内申について

## 第 4 報告事項

- (1) 平成 1 8 年第 1 回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 平成 1 8 年度英語教育について
- (3) 平成 1 7 年度ふなばしハッピーサタデー事業の報告について

委員長閉会宣告

委 員 長

ただいまから教育委員会会議 3 月定例会を開会いたします。

それでは、会議録の承認についてお諮りいたします。

2 月 1 6 日に開催しました教育委員会会議 2 月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

先ほど、事務局から「平成 1 8 年度小学校使用教科用図書採択について」の議案が提出されましたので、本日の議事日程において、当該案件を議案第 1 2 号として追加したいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。当該案件を追加するものとして、議案第 1 2 号により審議するものといたします。

それでは議事に入りますが、議案第 1 1 号と臨時代理による報告第 2 号、報告第 3 号及び報告第 4 号は、人事に関する案件ですので、船橋市教育委員会会議規則第 1 4 条第 1 項第 1 号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当。議案第 1 2 号は、教科書採択に関する案件ですので、同条第 1 項第 5 号の「会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項」に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、本日の議事日程につきまして、当該議案等を同会議規則第 9 条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告事項（3）の後に繰り下げたいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。当該議案等を非公開とし、報告事項（3）の後に繰り下げること

とします。

それでは議事に入ります。

初めに、議案第6号について、学務課、説明願います。

#### 学 務 課 長

それでは、船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料の1ページでございます。

これは、平成16年度に児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒の望ましい食生活、食習慣を身につけることができるように、学校教育法の一部改正が行われました。そこで栄養教諭の制度が設けられました。この改正を受けまして、船橋市でも栄養教諭を置くことができるように、規則の改正をする必要がございます。

具体的な改正点につきましては、資料の1ページをご覧ください。第4条中の小・中及び養護学校の県費負担教職員の表の中に、栄養教諭を加え、その職務について定めたものでございます。

また、第12号様式の組織編制報告書にも栄養教諭の項を加えました。以下13ページまでは、関連する書類の様式の変更でございます。

なお、昨年12月にこの会議において報告いたしました人事異動方針の中に、栄養教諭の活用について調査・研究を行うため、小学校と養護学校に若干名配置するということが報告したところでございますが、本市には配置されませんでした。県内で今、5名が調査・研究のために配置されているということでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いします。

#### 委 員 長

何かご意見、ご質問ございますか。

#### 委 員

栄養教諭というのは、児童生徒に食について指導するということですが、例えば、給食の時間に指導するのか、それとも別に時間をとって指導するのか、具体的にはどういうときに指導するのですか。

#### 保健体育課主幹

栄養教諭につきまして、学校教育活動全体を通して指導するのが望ましいので、教科指導はもとより、総合的な学習の時間や学級活動の時間にティームティーチング、それから保健体育の教科指導等にもかかわって指導をしていくということになっております。

委 員

いずれ栄養教諭が配置されるということになるかと思いますが、今年度は残念ながら船橋には5名のうちだれも入ってこなかったということでございますけれども、何年ぐらいいから本格的に栄養教諭を各市町村に配置をしようとしているのか、ご存じでしたらお聞かせ願いますでしょうか。

学 務 課 長

先ほど申し上げましたように、5名が現在、調査・研究のためということで、ここ1、2年、調査・研究を行った後、具体的な方策を決めるということを県から聞いております。以上でございます。

委 員

船橋の各小学校では、栄養士がかなり給食指導とかの授業に参加してやっておりますね。そういうことと、栄養教諭とは違うわけですね。

保健体育課主幹

現在、栄養士は、ティームティーチングということで、学級担任がいるところでその専門の部分について指導しておりますが、栄養教諭となりますと、担任がいなくても直接指導ができるということになります。

委 員

そうすると、今の栄養士の方々に栄養教諭の免許を取ってもらうということになるのでしょうか。

学 務 課 長

学務課の方では、栄養教諭としての単位取得のための講習会等に参加するように働きかけていきたいと思っています。

また、このことについては、県に望んでいるところでございます。

以上でございます。

委 員

子供の育成にさまざまな専門家の方がかかわることは非常に重要だと思います。栄養教諭についても同様に、専門性の高い方をきちんと採用ができることと、それから研修の制度を考えておくことも今後重要だと思いますので、そのことをお伝えしたいと思います。

委 員 長

他にご意見、ご質問ございますか。

各 委 員  
なし。

委 員 長

それでは、議案第6号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立養護学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

全 委 員  
異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第6号については、原案どおり可決いたしました。  
続きまして、議案第7号について、学務課、説明願います。

学 務 課 長

それでは、「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」ご説明申し上げます。資料は15ページでございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正によりまして、看護休暇の取得時間及び手続について変更しております。このことに伴いまして、船橋市立学校職員服務規程を改める必要があります。資料の17ページをご覧ください。そこに新旧対照表がございますが、具体的な改正点としましては、職員の勤務時間の、初めまたは終わりにおいて看護休暇を取るようになっていた制限をなくしまして、1日4時間の範囲内であれば希望する時間帯に取得できることになりました。

また、看護休暇の承認申請に当たって、診断書を添付することになっておりましたが、原則として不要といたしました。それに伴いまして、第10号様式中、診断書の添付を求める文言を削除いたしました。

このことにより、申請する職員が利用しやすくなるということでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

委 員 長

何かご意見、ご質問ございますか。

委 員

4時間の範囲内ということですが、例えば、4時間を超えるような場合は、従来どおり

診断書を提出しなければならないのですか。

学 務 課 長

今回の改正点は、1日4時間の範囲内であれば、希望する時間帯に取得できることになりましたということと、それから診断書等の証明書類が要らなくなったということです。先ほど申しあげました1日4時間の範囲内ということは、今までは、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて4時間としていたものが、1日のうちの自由なところで4時間とれるようになってございます。また、長期でとるときは、180日を超えない範囲内で、取得することができる状況でございます。

以上でございます。

委 員

せっかくこういう制度が設けられても、ほとんど利用されていないのではないかと思うんですけれども、利用率はいかがですか。

学 務 課 長

申し訳ありません。今日資料を用意しておりませんので、後ほど報告させていただきます。

委 員

この服務規程の一部改正の根拠について、説明いただけたらと思います。

学 務 課 長

今回の改正は、県の「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の改正に伴うものでございます。

委 員

了解いたしました。

委 員 長

他にご意見、ご質問ございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、議案第7号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第7号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号について、学務課、説明願います。

学 務 課 長

それでは、「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。資料は19ページからになります。

これは、現在の管理規則第19条の2の次に、3つの条項を加える改正でございます、学校間の連携、また生徒の学校外の学修における単位認定を可能とする内容でございます。

本来、この規定につきましては、4年ほど前、学校教育法施行規則に追加されたものでございました。しかし、本市の管理規則には定めておりませんでした。今年度、市立船橋高校の管理規則の見直しをする過程で、これを整備するものでございます。

それでは具体的に申し上げます。

はじめに、第19条の3については、他の高等学校との連携についてでございます。校長が認める場合、他の高等学校で単位を取得することができます。その取得した単位も、市立船橋高校の卒業単位数に加えることができるというものでございます。例えば、市立船橋高校に設けられていない科目を他の高等学校に行き取得したり、他の高等学校の生徒が市立船橋高校に来て履修を許可するというものでございます。

第19条の4については、学校外の学修の単位認定をするものでございます。これは、大学や高等専門学校での学修、知識や技能に関する審査に合格した者、または学校外でのボランティア活動や職業体験等に係る学修を在学する高等学校における科目の履修とみなし単位認定するものでございます。例えば、近隣の大学や短大での講義を受け、これを単位認定する。それから、学校外の英語検定や簿記検定等の上位ランクの級を取得した場合に単位認定をする。さらには、学校外で継続的に実施するボランティア活動や、文化・スポーツ活動で全国大会等で優勝した場合に単位認定するといったことが挙げられます。

もちろんこれは、校長が教育上有益と認めた場合ということでございますが、この規定につきましては、生徒の能力、適性、興味、関心等の多様化の実態を踏まえ、学修の選択幅の拡大、自ら学ぶ意欲の向上を目指すものでありまして、さらには、市立船橋高校の特色ある学校づくりに役立つものと考えております。

第19条の5については、現在の学校教育法施行規則に準じたもので、学校外で取得し

た単位認定の最大上限の規定を36単位とするというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

委 員 長

何かご意見、ご質問ございますか。

委 員

これだけ選択肢がふえてくると、自分たちで考えて自分たちで行動をする要素が大いにふえてくるので、個性を生かせるということで、非常に結構なことだと思います。ただ、学校離れにならないように校長先生は気をつけていただきたいと思います。

委 員

学修の機会が多様に用意されていくということは、非常に望ましいことだと考えております。特に、高校生については、広く社会と接点を持てるような、そういう試みというのは非常に重要だと思います。ただ、その自由度が高まり、選択制が高まると、逆にそれを支えるサービスというのにも必要になってきますので、履修指導ですとか履修相談ですとか、そういったことについても運営上は留意していただければと思います。

委 員

これをどういうふうに認定するのか、どのぐらい履修したらどのぐらいの単位になるのか、その物差しがはっきりしてないようではありますがいかがでしょうか。

学 務 課 長

今、物差しとおっしゃった部分につきましては、他の高校や各種団体との間で協定を結んだり、また全体のバランスを見ながら要綱等を作成したりする中で、ひとつの物差しというようなものをつくっていかうと考えております。

以上でございます。

委 員

これは、モロー高校の留学の場合にも適用されるのですか。

学 務 課 長

そういったことは、適用されていくべきものだと考えております。

委 員 長

それでは、議案第8号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」を

採決いたします。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第8号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号について、社会教育課、説明願います。

社会教育課長

議案第9号の「船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。資料23ページです。

先月の教育委員会会議において、船橋市公民館条例の一部を改正する条例を3月議会に提出するという案件で議決をいただいているところですが、この条例は昨日閉会をいたしました3月議会にて可決をいたしました。それに伴いまして、今回、施行規則の一部を改正するということとございます。

今回の公民館使用料関係の改正の趣旨につきましては、前回、それから前々回のこの会議において既にご説明をしておりますので省略をさせていただき、この規則改正の部分についてご説明をさせていただきます。

公民館条例の第7条に、「市長は、使用の目的が教育の振興その他公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されております。それを受けまして、施行規則の第8条で減免の基準が定められていますが、今回それを改正するということです。

資料32ページの新旧対照表をご覧ください。

大きな改正点は、右側の「旧」の第8条、これまで使用料については「(1)使用料を免除する場合」ということで、ア、イ、ウ、エが免除でした。そのうちのイ、それからウの「及び」よりも後ろ、「市内の公共的団体が市の行政に寄与する目的」という部分、そしてエ。そこが従来は免除でしたものが、改正では、左側の(2)のところの使用料の5割に相当する額を減額する場合ということになります。要するに、免除だったものが5割減額になるということです。実はこの部分が、全利用者の約7割余りを占めます。この点が受益者負担ということで大きな改正点になります。

それから、「新」の方の(1)使用料を免除する場合という部分でございますが、このことについて説明いたします。

アの「市及び関係行政機関が行政目的のために使用するとき」、これは従来どおり市が使う場合ということですので、これは免除です。

そして、2番目のイですが、「市及び関係行政機関が委嘱した委員により構成される団

体が、その主たる目的で使用するとき。」、市等が委嘱している委員というのは、例えば、民生委員ですとか、そういう団体が使うときも免除ということです。

それからウは、「市の共催により使用するとき。」、これはいろいろな催しをやるときに市が共催するという場合、これは従来の規則には書かれておりませんが、共催の場合は従来から免除でございました。

そしてエ、「その他教育委員会が特に必要と認めるとき。」ということになっております。この具体的な中身につきましては、船橋市公民館使用料減免に関する要綱というものがこの施行規則の下にあるのですが、要綱の方で定める予定にしております。

使用料の免除について、具体的なお話をいたしますと、1点目は、社会福祉協議会が福祉の向上を目的として使用するとき。社会福祉協議会、地区社会福祉協議会という地区社協というところも含まれます。

2点目が、住民自治を目的として活動する市内各町会自治会の連合組織がその主たる目的で使用する、いわゆる連合町会です。

3点目が、この減額団体の中で青少年を対象とした活動について、使用の半数以上の者が中学生以下である場合には免除します。使っている人たちのうち、中学生以下が半分以上で使う場合ということです。

それから、4点目が、障害者福祉の向上を目的とする団体がその主たる目的で使うときです。

以上のような点を免除と考えておきまして、それ以外は5割減額という扱いに考えております。

そして、5割減額については、第2項「前項第2号ア、イ、ウ及びエに規定する使用者が、入場料又はこれに類するものを」により、入場料を取って使う場合にはその規定は適用しませんということです。

そして、今回の改正の2点目は、設備使用料についてです。資料の25ページをご覧ください。別表第2ですが、規則に設備使用料について書かれておきまして、基本的には従来どおりでございます。金額に端数が出ておりますのは、従来消費税は別の形にしていたものを総額表示に直しましたので、50円ですとか30円というような数字が出ています。金額的には変えてございません。

変更した点については3点ございます。26ページの(5)講堂用移動式座席について新設をいたしました。二和公民館と宮本公民館のみに移動式の座席がございます。小ホール的な講堂でございまして、ここの移動式座席を使うときには1回につきこの金額となります。これはかなり点検等で経費がかかるということからです。

2点目が、(7)の実習室調理設備です。実習室は従来、普通の部屋より高い使用料を設定していたのですが、その料金を他の部屋と同様の料金に設定をしまして調理実習で使うときには、この実習室の設備使用料を別にいただくということにしたものです。1回500円と消費税ということです。

3点目が、(8)の陶芸用設備です。陶芸については、中央公民館、松が丘公民館、高根台公民館及び海神公民館の4カ所にあります。陶芸窯の使用料の現状は1時間当たりの電気量で料金を設定していますが、窯の維持管理費がかなりかかるということ、なおかつ使用時間を数え料金を計算するというのは大変なことのようです。1回火を入れたら入れっぱなしということになりますので、1回当たり本焼きは幾ら、素焼きは幾らということで料金を設定したものです。

今回の改正内容については、以上でございますが、この規則の施行は、公民館条例に合わせまして平成18年10月1日を予定してございます。

以上でございます。

委員長

何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員

今回の改正は、維持費用がかさむなどさまざまな理由から致し方ないということでありますけれども、改正されてどのような利用者が増えて、どのような利用者が減ったかというようなことは、やはりこの後のこととしてきちっと押さえて、改悪でなく改善になるように、ぜひ力を注いでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

社会教育課長

実施まで半年間ございます。この改正というのは利用者にかかなり影響のある部分ですので、早速あす以降、利用者の皆さんにご説明、理解していただくための時間をきちんととりたいと思いますし、10月1日実施に向けて遺漏のないようにしたいと思いますし、委員のおっしゃられたようなことは十分配慮したいと思います。

委員長

他にございますか。

委員

調理設備の一式というのは、1つの部屋とか調理台1台が一式ですか。

社会教育課長

公民館によって若干差はございますが、調理実習室には6人ぐらいで使う調理台が六つ、そして講師の調理台が一つということで、大体30人から40人ぐらいの方が利用できる部屋です。それに伴って、そこに流しがあり、ガス台等があります。それからお皿、茶わん、なべ、釜も含めた什器類も用意されています。それらを含めて一式となります。

中央公民館長

つけ加えますと、そのほか冷蔵庫、そしてオーブン、電気釜等、電気製品も調理室にございます。

委員 長

それで520円ですね。ほかにございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、議案第9号「船橋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第9号については、原案どおり可決いたしました。続きまして、議案第10号について、生涯スポーツ課、説明願います。

生涯スポーツ課長

議案第10号「船橋市大穴市民プール条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明を申し上げます。

平成元年に大穴市民プール（25メートルプール）に太陽熱プールハウスを設置し、5月から10月まで半年間の利用の便を図ってまいりましたが、その老朽化が激しいことから、これを撤去することとしまして既にその工事が完了しております。そのことに伴いまして、大穴市民プールの運営が運動公園のプールと同様になりますことから、使用期間を7月1日から9月の第1日曜日までと改めるものでございます。あわせて、第1号様式及び第3号様式中の漢字の「様」を「あて」に改めるものでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

委 員 長

何かご意見、ご質問ございますか。

委 員

これは、改修するまでの期間の規則ですか。

生涯スポーツ課長

プールハウスについては、撤去して新しくは設置しないということでございますので、これ以降、使用期間は7月1日から9月の第1日曜日とするということでございます。

委 員 長

何か他にございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

それでは、議案第10号「船橋市大穴市民プール条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。議案第10号については、原案どおり可決いたしました。  
続きまして、報告事項に入ります。報告事項(1)について、管理部、報告願います。

管 理 部 長

平成18年第1回定例市議会の概要について報告をいたします。

今議会は、平成18年2月24日から3月27日までの32日間で行われました。2月24日の初日でございますが、市長より平成18年度市政執行方針の表明がございまして、その次に、議案として47件、諮問2件、報告1件が上程され、提案理由の説明がございました。これらの中で、教育委員会にかかる案件として、第1号議案の「平成18年度船橋市一般会計予算案」のうちの教育費及び議案第12号「平成17年度船橋市一般会計補正予算」、また、船橋市教育委員会会議2月定例会で採択をいただきました議案第36号の公民館条例の一部を改正する条例がございました。今議会は予算議会ということで、2月27日から3月1日の三日間で各会派の勉強会、3月6日から13日までの土を除く六日間で議案質疑が行われました。

教育委員会関係では、質問の主なものとして、管理部関係では、公民館不便地区のコミュニティ施設について、学校のエレベーター設置について、小・中学校の耐震対策について、教室の天井高さについて。

学校教育部関係では、校内スクールカウンセラーの充実について、教育と狂った大人の出現について、これにつきましては教育長が答弁をいたしました。交通事故の現場からについて、西船橋駅を中心とした西部コミュニティの諸問題について、AEDの普及について、子育て支援のあり方について、格差社会と市の役割について、子供の安全と権利について、英語特区の取り組みについて、これにつきましては5名の方から質問がございました。学校施設整備と介助員の配置について、防犯対策について、これは3名の方からございました。小学校の統合問題について、教育環境について、これについても教育長から答弁がございました。市立船橋高校の就職対策について。

生涯学習部関係では、船橋運動公園の整備状況について、公民館使用料等改正について、まちかどスポーツ広場の利用方法について、文化行政予算額について、公民館のあり方について、史跡の保存について、文化スポーツ施設について等でございます。

15日に常任委員会、16日から22日の土日、祭日を除く四日間で予算特別委員会が開かれました。15日の文教委員会に付託されました案件は、先ほど報告しました議案第36号の「船橋市公民館条例の一部を改正する条例」のほか、公民館使用料の無料化、減免制度維持に関する陳情、社会教育団体の公民館使用料無料化据え置きに関する陳情が2件、教育予算増額に関する請願の5件で、改正条例は採択、請願、陳情の4件はいずれも不採択となり、最終日の本会議でも同様の結果となりました。

予算特別委員会では、教育費は20日に審議されましたが、その主な質疑として、管理部関係では、余裕教室の有効活用について、校庭の芝生化について、学校図書館図書整備について、学校の校舎老朽化に伴う中・長期計画について。

学校教育部関係では、国語に関するプロジェクトについて、千葉朝鮮学園振興協議会負担金について、二期制について、学校図書館支援センター推進事業について、学校給食の民間委託の順番について、重度発達障害児への対応について、就学援助について、私立幼稚園就園奨励費補助金について、ALTについて、児童生徒の防犯について、日本の食文化について、西安市への児童生徒の派遣について、奨学金貸付事業について、アレルギー対応給食の実態と課題について、更衣室の設置について。

生涯学習部関係では、西部公民館の建て替えについて、清川記念館整備について、ふなばしハッピーサタデー事業について、公民館条例の施行時期について、芸術文化施設構想懇談会の設置についての質疑がございました。

採決の結果、採択となり、最終日の本会議でも同様の結果となりました。昨日の最終日は上程された案件のすべてを採決し、散会となりました。

以上で報告を終わります。

委員 長

ただいまの報告で、何かご質問ございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

続きまして、報告事項（２）について、指導課、お願いいたします。

指 導 課 長

平成18年度の小・中学校における英語教育について、英語特区の承認を含めて、資料に沿ってご説明いたします。資料53ページをご覧くださいと思います。

この事業の目的であります、「小学校と中学校の9年間をとおして、より効果的な英語教育を目指し、船橋市の児童生徒に『聞く』『話す』を中心とした実践的コミュニケーション能力をつける。」といたしました。

この事業の推進に当たりましては、資料の58ページから67ページにありますように、船橋市英語教育推進準備委員会、または、船橋市英語教育推進委員会における数回の会議を経て、構造改革特別区域計画、いわゆる英語特区の申請を1月21日に行いました。この英語特区の取得により、市独自の教育課程の編成を行い、小学校における英語科の新設や、中学校英語科の週授業時数を1時間ふやします。

具体的な英語教育の進め方につきましては、既に新聞報道等でご存じのことと思いますが、資料55ページをご覧ください。そこにありますように、小学校1年生から5年生までは週1回、20分の英語科の授業、6年生は週3回、合計で60分の英語科の授業を行います。児童が、自分の考えや身近なことを英語で伝えようとするコミュニケーション能力の基礎を養うことや、外国の文化等に触れる機会を通じて国際感覚を培ってまいります。

また、中学校1年生から3年生においては、増設した1時間の英語科の時間に、話すことを中心とした場面ごとの表現練習や、聞く力を向上させるための、パソコン等を活用した活動により、生徒の英語による実践的コミュニケーション能力を育成します。市独自の小・中学校9カ年を通したカリキュラムの実践により、将来的には頻度の高い日常的な表現であれば、聞き取ったり、話したりするコミュニケーション能力を身につけた、英語の話せる船橋の子供が誕生することを願っております。

以上のような目標のもと、円滑な授業の遂行のため、平成18年度は、資料57ページにあります英語教育推進協力校6校において先行実践してまいります。

この推進協力校では、54ページに記載いたしましたように、ALT6名と日本人コーディネーター5名が派遣され、授業を進めてまいります。日本人コーディネーターには、授業の補助ばかりではなく、カリキュラム作成の支援や、ALTと学級担任の連絡調整等

にあたります。

平成19年度からの全小・中学校での実践に向けて、この推進協力校での実践を英語教育推進委員会等で十分に研究してまいります。

なお、英語特区につきましては、本日、内閣府より承認する旨の連絡が入りました。認定式については、4月18日、官邸大ホールで行われる予定となっております。

以上です。

委員 長

何かご意見、ご質問ございますか。

委 員

英語特区が認定されましたことを、本当によかったと思います。認定されるまでに準備委員会を発足してご努力なされた結果であろうと思います。今年度から英語教育推進協力校で実践研究が始まるわけですので、ぜひ、認定されたことが目的ではなく、これからが目的でございますので、効果の上がる協力校として充実した1年を送っていただきたいということと、平成19年度からは全校配置ということになると思いますので、ぜひその成果を期待しておりますのでよろしくお願いします。

委 員

特区になってから、ALTを各小学校で採用すると思いますが、だれがどのように採用するのですか。そのときに、ネイティブスピーカーかということ必ずチェックしなければいけない。ネイティブスピーカーといってもいろいろあると思います。やはり、標準的な英語を話せる人がいいと思うのですが、その辺は注意がいるのではないかと思います。

指 導 課 長

まず採用ですが、これは現在3社と委託契約の形で行っております。来年度につきましては、50名のALTを採用することになりますので、3社に分けて採用いたします。

それから、ネイティブかどうかということの問題ですが、これについては、委託会社が派遣してくるわけですが、教育委員会においても担当等を含めまして面接をして、確認をしてみたいと考えております。できるだけネイティブでということ考えておるわけですが、現在採用しているALTの実績を考えますと、必ずしも1つの国ということではなくて、いろいろな国からお見えになっているというのが現状でございます。ただ、国際感覚を身につけるという上からは、いろいろな国の方と子供たちが交流するというのも意義のあることであると考えております。

以上です。

教 育 次 長

今の委員のご指摘は、一理あると思うんです。そこで私たちの、今目標としているのは、会話とか文法の技術を身につけるというのももちろんありますけれども、それよりも国際理解を図りながら、コミュニケーション能力をきちんと身につけるということを第一目標としております。いろいろな国のALTの方がいたほうが、様々なコミュニケーション能力が身につくのではないかと、期待しているところでございます。

以上でございます。

委 員 長

他にございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

続きまして、報告事項（3）について、青少年課、報告願います。

青 少 年 課 長

平成17年度の新規事業でありますふなばしハッピーサタデー事業につきましてご報告をいたします。お手元にA4判の月別累計表をお配りさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。また、細かな資料が69ページから78ページに添付してございます。

この事業は、週末を自宅で過ごす子供たちが多くことや、子供市議会からの要望などから、少なくとも月に1度は子供たちが地域の団体や大人の方々の協力を得て、スポーツや文化、芸術活動などに親しめる、そういった環境を整えることを目的に企画をいたしました。

活動内容は、市内25の公民館エリアにおきまして、学校をはじめ、町会、自治会、青少年相談員、体育指導委員、青少年の環境を良くする市民の会など、地域の団体と連携を図りながら、スポーツや料理、生け花、陶芸、自然体験など、さまざまな事業が実施されております。お手元にお配りしましたように、10カ月間の人数については、子供たちが延べ2万2,542人、スタッフ2,840人が参加をしております。

現在の事業主体は、事業のノウハウを心得ております公民館が主体となり、進めておりますけれども、今後は地域が主体となることを目指して推進をしてまいりたいと考えております。

なお、この事業は、5年とか10年とか長いスパンで続けてまいりたいと考えています。以上でございます。

委 員

とてもいい事業ですので、市民に対してもっとPRをしていけば、もっと参加者が増えるのではないかと思います。

青 少 年 課 長

現時点では、毎月の広報ふなばしに公民館25館ごとの活動内容を掲載してございます。

また、各公民館、地域の小学校、校長先生、それから担任の先生にお願いしまして、チラシ等を配らせていただいております。

また、委員のおっしゃるように、今後さらにこの事業のPRに努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

委 員 長

よろしいですか。

委 員

資料を見させていただきますと、募集人数について、会場の広さの都合もあると思いますが、定員が20人のときもあれば、40人、また自由とありますが、なるべく多くの方が参加できるようなハッピーサタデー事業にしていただければと思います。

青 少 年 課 長

委員のおっしゃるように、そういった方向で進めてまいりたいと思います。

事業の内容によりまして、例えば、マジック教室などの場合は、大勢の人数が入りますと、なかなか言っていることが伝わらないというような面がございます。また、定員の人数よりも少ないのは、そういった日が、その事業が各地域の学校の行事にかち合うとか、公民館の設備とか、あるいはそのときの天気とかにも左右されますので、その状況によって人数の増減はあります。ただ、大勢の子供たちが参加できるように、内容を工夫するとともに子供たちの保護者の方々にも周知をしてまいりたいと思います。

委 員 長

他にございますか。

各 委 員

なし。

委 員 長

続きまして、先ほど非公開と決しました議案第11号、議案第12号、報告第2号、報告第3号及び報告第4号に入ります。

初めに、議案第11号について、文化課、説明願います。

議案第11号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」、文化課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第12号「平成18年度小学校使用教科用図書の採択について」、指導課長より説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

報告第2号「職員の任免について」、総務課長から報告された。

報告第3号「職員の任免について」及び報告第4号「県費負担教職員の任免に関する内申について」、学務課長から報告された。

委 員 長

それでは、職員を入場させてください。

(関係職員入場)

委 員 長

本日子定していましたが議案等の審議は終了いたしました。ほかに何かございませんでしょうか。

各 委 員

なし。

委 員 長

これで、教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。